

高齢者生活援助活動事業

【サービス内容】

週1回2時間以内で食材等の買い物、寝具類等大物の洗濯及び日干し、家屋内の整理整頓、健康管理に関する助言、栄養管理に関する助言等、軽易な日常生活上の援助を行います。

※土・日・祝日、年末年始を除く

【対象者】

概ね65歳以上の単身世帯及び高齢者世帯で、日常生活を営むのに援助が必要な人

※介護保険法による認定の結果、要介護又は要支援となった人を除く

【利用者負担金】

1時間80円

【申請に必要なもの】

申請書



緊急通報体制等整備事業

【サービス内容】

在宅の単身高齢者等が病気やその他の緊急事態に迅速に対応できるように緊急通報装置（通話式インターホン・緊急電話）を給付又は貸与します。

●通話式インターホンを支給する場合

【対象者】

○概ね65歳以上の単身世帯等で安否の確認を行う必要がある人

○子機の設置に賛同する協力者がいる人
(親機と子機の設置距離20m以内)

【申請に必要なもの】

申請書（協力者の署名、捺印のあるもの）、印鑑

●緊急通報装置を貸与する場合

【対象者】

○65歳以上の単身世帯

○突発的に危険な症状の発生する疾病を有する人

○通話式インターホンの設置が困難な人

【利用者負担金】

使用料の半額

【申請に必要なもの】

申請書、医師の診断書、印鑑



通話式インターホン



緊急通報装置



健やかで 安心できる 生活を送るために

市では、高齢者に在宅で自立した快適な生活を送っていただくために、様々な高齢者福祉サービス事業を行っています。

そこで、市が行っている主な高齢者福祉サービス事業を紹介します。ぜひ、ご利用ください。

【問い合わせ・申請先】 市高齢福祉課 ☎0994-31-1116
各総合支所市民生活課

●その他の高齢者福祉サービス事業

事業名	サービス内容												
高齢者等訪問給食サービス事業	在宅の高齢者等の家庭で日常生活を営むのに支障のある人に対し、昼食・夕食の配食を行います。 ※日曜日、年末年始を除く												
はり・きゅう施術料の助成	市が指定する施術院でのはり・きゅう施術にかかる料金を、1回につき500円、年に30回まで助成します。 ※利用券の紛失等による再交付はできません。												
敬老バス乗車賃の助成	市内のバスを利用する高齢者に対し、ICバスカード購入額の1/2の額(年間5,000円を限度)を助成します。 ※ICバスカードの紛失等による再交付はできません。												
高齢者等生きがい対応型デイサービス事業	デイサービスセンターにおいて、利用者の希望及び身体の状況に応じ、日常生活動作訓練、創作活動等のサービスを週1回を限度に提供します。 ※日曜日、年末年始を除く												
紙おむつの支給	在宅の寝たきり及び認知症の高齢者等でおむつを必要とする人を介護している人に対し、1か月当たり下記のいずれかを支給します。 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>フラット型</td> <td>100枚</td> <td>尿取りパッド</td> <td>150枚</td> </tr> <tr> <td>パンツ型(M)</td> <td>30枚</td> <td>はくパンツ(M)</td> <td>20枚</td> </tr> <tr> <td>パンツ型(L)</td> <td>26枚</td> <td>はくパンツ(L)</td> <td>18枚</td> </tr> </table>	フラット型	100枚	尿取りパッド	150枚	パンツ型(M)	30枚	はくパンツ(M)	20枚	パンツ型(L)	26枚	はくパンツ(L)	18枚
フラット型	100枚	尿取りパッド	150枚										
パンツ型(M)	30枚	はくパンツ(M)	20枚										
パンツ型(L)	26枚	はくパンツ(L)	18枚										
高齢者及び障害者住宅整備資金貸付事業	高齢者又は障害者と同居する親族並びに障害者本人に対し、専用居室等を増改築・改造するために必要な資金の貸付を行います。 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>貸付金額</td> <td>一世帯あたり限度額150万円以内</td> </tr> <tr> <td>利息</td> <td>無利息</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年以内</td> </tr> </table>	貸付金額	一世帯あたり限度額150万円以内	利息	無利息	償還期間	10年以内						
貸付金額	一世帯あたり限度額150万円以内												
利息	無利息												
償還期間	10年以内												

徘徊高齢者位置探索システム 端末機貸与事業

【サービス内容】

認知症の高齢者が徘徊した場合に、その居場所を発見できる端末機を貸与します。

【対象者】

市内に居住しており、徘徊のみられる認知症の高齢者と同居している人

【利用者負担金】

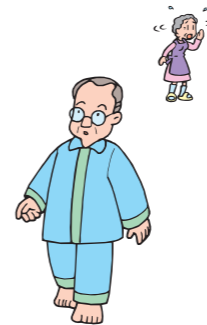
搜索にかかる経費
※初期登録料および付属品代、月額基本料については市が負担

【申請に必要なもの】

申請書



徘徊高齢者位置探索システム端末機



高齢者日常生活用具給付事業

【サービス内容】

日常の生活を支援するため、在宅の高齢者に日常生活用具を給付します。

【支給品目】

火災警報器、自動消火器、電磁調理器

【対象者】

火災警報器 自動消火器	概ね65歳以上の所得税が非課税である世帯に属する寝たきり高齢者や単身世帯等
電磁調理器	概ね65歳以上であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な単身世帯等

【利用者負担金】

世帯の前年度所得税額によって決定
※生活保護世帯、所得税非課税世帯は無料

【申請に必要なもの】

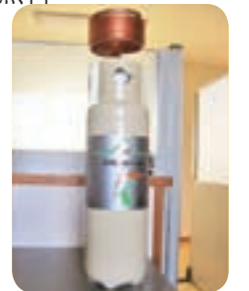
申請書、所得税額のわかる書類



電磁調理器



火災警報器



自動消火器